

義寂釈義一撰『法華經論述記』の文献学的研究(4)

金 炳坤・桑名 法晃

I 緒言

本稿は『法華文化研究』第41号に掲載した「義寂釈義一撰『法華經論述記』の文献学的研究(3)」(以下、研究(3))の続編である。本稿では研究(3)に引き続き、『述記』における『法華論』の「七種功德成就」の第二「衆成就」の第三「摂功德成就」の第一「声聞功德成就」の第二「総別相門」から、第三「摂功德成就」の第二「菩薩功德成就」の第一「上支下支門」の冒頭部に対する注釈までの校訂テキスト並びにそれに基づく訓読訳を提示する。凡例は研究(1)に準ずる。該当箇所の科文は下記のとおりである。

[科文]

5-1-2-3-1-2. 論曰⑩・総別相門	5-1-2-3-2. 論曰⑫・菩薩功德成就
5-C-2-1-3-2. 解云⑩・総別門	5-C-2-2. 解云⑫・菩薩摂功德門
5-1-2-3-1-3. 論曰⑪・摂取事門	5-1-2-3-2-1. 論曰⑬・上支下支門
5-C-2-1-3-3. 解云⑪・摂取事門	5-C-2-2-1. 解云⑬・上支下支門

II 校訂テキストと訓読訳

5-1-2-3-1-2. 論曰⑩・総別相門

[校訂テキスト] (K. 17r8-v2・S. 8r29-9r2・D. 712b15-17・H. 306a21-24・X. 783c3-5)

論曰。⁽¹⁾ 総別相門者。皆是阿羅漢等十六句。初句是總。餘句別故。乃至。十五者。應如實知同生諸衆。得諸功德。爲利益一切諸衆生故。

[訓読訳]

『法華論』に曰わく、「[総別相門]とは、「**①**皆な是れ阿羅漢なり」等の十六句にして、初句は是れ總、餘句は別なるが故に。乃至、十五には、應に如實に同生の諸衆を知り、諸もろの功德を得て、爲めに一切の諸もろの衆生を利益すべきが故に」と。

5-C-2-1-3-2a. 解云⑩・総別門 (自第一至第四)

[校訂テキスト] (K. 17v2-18r8・S. 9r2-16・D. 712b18-713a16・H. 306b1-23・X. 783c6-22)

解云。自下第二依總別門。釋十六句。⁽²⁾ 彼阿羅漢名之爲應者。阿羅漢名。雖含三義。⁽³⁾ 今就應義名之爲總。以通十五種應義故。十五種者。於總應中。隨義別目。⁽⁴⁾ 一者。應受飲食臥具供養恭敬等故者。謂應受供。應以諸漏⁽⁵⁾已盡故。應受世間飲食等供。應將大衆教化一切者。

謂應教化。應以無復煩惱故。應將大衆教化一⁽⁶⁾切。第三者。謂應遊入。應以心得自在故。應入聚落等。遊行無失。第四者。應降伏。應以善得心解脫故。應降⁽⁷⁾伏諸外道等。如龍樹云。⁽⁸⁾諸外道等。助道法不滿。若行一⁽⁹⁾功德。若行二功德。求道不能得。如人⁽¹⁰⁾但布施求清淨。⁽¹¹⁾有⁽¹²⁾但布施持戒說清淨。有*但布施禪定說清淨。有*但布⁽¹³⁾施智慧說清淨。如是等種種道不具足。若無功德。若⁽¹⁴⁾小功德。說清淨。是人雖一處心⁽¹⁵⁾得解脫。不名好解脫。涅槃⁽¹⁶⁾槃道不滿足故。⁽¹⁷⁾如⁽¹⁷⁾偈說 無功德人不能度 生老病死之大海 *小功德人⁽¹⁸⁾困不度 善行道法佛所說 度須跋陀梵志事。廣說應知。

〔訓読訳〕

解して云わく、自下は、第二^[5-C-2-1-3-2]「總別門」に依りて十六句を釋す。

「彼の阿羅漢は之れを名づけて「應」と爲す」とは、阿羅漢の名は、三義⁽¹⁹⁾を含むと雖も、今は「應」の義に就いて、之れを名づけて「總」と爲す。「十五種の「應」の義」に通ずるを以ての故に。

十五種とは、總の「應」の中に於いて、義に隨いて別目す。

〔第〕一には、「應に飲食・臥具・供養・恭敬等を受くべきが故に」とは、應に供を受くべきを謂う。「應」は、「^②諸もろの漏は已に盡くる」を以ての故に、應に世間の飲食等の供を受くべし。

〔第二には、〕「應に大衆を將いて一切を教化すべし」とは、應に教化すべきを謂う。「應」は、「^③復た煩惱無き」を以ての故に、「應に大衆を將いて一切を教化すべし」と。

第三には、應に遊入すべきを謂う。「應」は「^④心に自在を得る」を以ての故に、「應に聚落等に入るべし」と。遊行するに失無し。

第四には、應に降伏すべし。「應」は「^⑤善く心解脫を得る」を以ての故に、「應に⁽¹⁸⁾諸もろの外道等を降伏すべし」と。

龍樹の云うが如し、「諸もろの外道等は、助道の法を滿せず、若しくは一⁽⁹⁾功德を行じ、若しくは二功德を行じ、道を求むるも得ること能わず。人の但だ布施のみして清淨ならんことを求むるが如し」と。「但だ布施・持戒のみを清淨なりと説く有り、但だ布施・禪定のみを清淨なりと説く有り、但だ布施・智慧のみを清淨なりと説く有り。是くの如き等の種種の道は具足せず。若しは無功德、若しは小功德なるを清淨と説く。是の人は、一處には心解脫を⁽¹⁵⁾得と雖も、「好く解脫せり」と名づけず、涅槃の⁽¹⁶⁾道、満足せざるが故に。⁽¹⁷⁾に説くが如し。「無功德の人は、生老病死の大海を^{わた}度ること能わず、小功德の人も⁽¹⁸⁾困た度らず、善き行道の法は、佛の説きたもう所なり。」と。須跋陀梵志を度せん事、廣説す。應に知るべし。

5-C-2-1-3-2b. 解云⁽¹⁰⁾・總別門（自第五至第十五）

〔校訂テキスト〕(K. 18v1-19v1・S. 9r16-10r1・D. 713a16-b16・H. 306b23-307a1・X. 783c22-

784a16)

(20) 第五者。應觀察。應以善得慧解脫故。應以智慧⁽²¹⁾速觀察法。⁽²²⁾…速觀察者能多入義。能多行者說名速⁽²³⁾故⁽²²⁾。第六。應說法。應以心善調伏故。應不疾不遲說法。如⁽²⁴⁾法相應不疲倦也。七者。應頭陀。應以人中龍故。應靜坐空閑處等。龍性樂靜及小欲等。⁽²⁵⁾…如律中坐禪比丘。乞龍珠事⁽²⁵⁾。八。應善行。應以應⁽²⁶⁾作者作⁽²⁷⁾故。應一向行⁽²⁸⁾善行不著諸禪。第九者。應行空聖行。應以所作*已辨故。應行空行。離空無我智。所作難辨故。第十者。應行無相聖行。應以⁽²⁹⁾離五陰擔故。於涅槃中。行無相行。十一者。應行無願聖行。應以⁽³⁰⁾得涅槃利故。於三界中。行無願行。十二者。應降伏世間禪。應以盡諸有結故。能伏世間禪淨心也。十三者。應起諸通勝功德。應以善得正智心解脫故。能起諸通勝功德也。十四者。應證第一義勝⁽³¹⁾功德。應以一切心得自在故。善知見脩道⁽³²⁾習故。能證勝功德也。十五者。應如實知同生諸衆。應以到第一彼岸故。能如實知同生諸衆。⁽³³⁾所得功德。同生衆者。非異生衆。謂聖衆也。此復三應。如次⁽³⁴⁾顯示智斷恩德。

〔訓読訳〕

第五には、應に觀察すべし。「應」は「**⑥**善く慧解脫を得る」を以ての故に、「應に智慧を以て速やかに法を觀察すべし」と。速やかに觀察すとは、能く多く義に入る。能く多く行ずるは、説いて速くと名づくるが故に。

第六には、應に法を説くべし。「應」は「**⑦**心は善く調伏す」を以ての故に、「應に疾^{はや}からず遅からず法を説くに、法の如く相應して疲倦せざるべきなり」と。

〔第〕七には、應に頭陀すべし。「應」は「**⑧**人中の大龍なり」を以ての故に、「應に靜に空閑の處に坐すべし」等と。龍の性は靜及び小欲等を樂う。『律』の中の坐禪比丘の、龍珠を乞う事の如し。

〔第〕八には、應に善行すべし。「應」は「**⑨**應に作すべき者は作す」を以ての故に、「應に一向に善行を行じ、諸もろの禪に著せざるべし」と。

第九には、「應に空聖行⁽³⁵⁾を行ずべし」と。「應」は「**⑩**作す所は已に辨ず」を以ての故に、「應に空行を行ずべし」と。空・無我智を離るれば、作す所は辨じ難きが故に。

第十には、「應に無相聖行を行ずべし」と。「應」は「五陰の擔を離るる」を以ての故に、涅槃の中に於いて、無相行を行ず。

〔第〕十一には、「應に無願聖行を行ずべし」と。「應」は「涅槃の利を得る」を以ての故に、三界の中に於いて、無願行を行ず。

〔第〕十二には、「應に世間禪を降伏すべし」と。「應」は「**⑬**諸もろの有結を盡くす」を以ての故に、能く「世間禪の淨心を伏す」なり。

〔第〕十三には、「應に諸通の勝功德を起こすべし」と。「應」は「**⑭**善く正智、心解脫を得る」を以ての故に、能く「諸通の勝功德を起こす」なり。

〔第〕十四には、「應に第一義の勝功德を證すべし」と。「應」は「**15**一切の心に自在を得る」を以ての故に、「善く見・脩道の圍を知る」が故に、能く「勝功德を證する」なり。

〔第〕十五には、「應に如實に同生の諸衆を知るべし」と。「應」は「**16**第一なる彼岸に到れり」を以ての故に、能く「如實に同生の諸衆の所得の功德を知る」なり。同生の衆とは、異生の衆に非らず。謂わく、聖衆なり。此れに復た三の「應」あり。次の如く、智・斷・恩の徳⁽³⁶⁾を顯示す。

5-1-2-3-1-3. 論曰^①・攝取事門

〔校訂テキスト〕(K. 19v1-3・S. 10r1-3・D. 713b17-18・H. 307a2-4・X. 784a17-18)

論曰。⁽³⁷⁾攝取事門者。此十五句。攝取十種功德。乃至。十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故。

〔訓読訳〕

『法華論』に曰わく、「〔攝取事門〕とは、此の十五句⁽³⁸⁾もて、十種の功德を攝取す。乃至、十には、上首の功德を攝取す。經の如く「**16**第一なる彼岸に到れる」が故に」と。

5-C-2-1-3-3a. 解云^①・攝取事門

〔校訂テキスト〕(K. 19v3-20r7・S. 10r3-14・D. 714a1-14・H. 307a5-23・X. 784a19-b8)

解云。自下第三依攝取事門。釋十六句。⁽³⁹⁾上⁽⁴⁰⁾此十五句。攝取十種功德者。唯約別中。⁽⁴¹⁾辨其攝取。故云十五。示現可說果不可說果故者。有爲功德。名可說果。以相差別故。無爲功德。名不可說果。以相無別故。攝事分云。⁽⁴²⁾從此*已後不復應脩所行境性。如實*已斷一切煩惱。即於爾時於諸煩惱斷滅涅槃。離增上慢。即由遠離增上慢故。此現實有究竟明脫。如實領受*已得明脫所行境性。由此出離一切所有有爲法故。當知明脫亦得出離。於涅槃中。能取所取二種施設皆無所有。一切戲論永滅離故。是故乃至諸有爲法可得展轉問答施設能取所取言⁽⁴³⁾論差別。究竟涅槃無爲法中一切問答言論差別。皆不如理。十中初一。是不可說果。後九皆是可說果也。

〔訓読訳〕

解して云わく、自下は、第三^[5-C-2-1-3-3]〔攝取事門〕に依りて十六句を釋す。

上の「此の十五句もて、十種の功德を攝取す」とは、唯だ「別」の中に約して、其の攝取を辨ずるのみ。故に、十五と云う。

「可説の果・不可説の果⁽⁴⁴⁾を示現するが故に」とは、有爲の功德は、可説の果と名づく。相の差別を以ての故に。無爲の功德は、不可説の果と名づく。相の無別を以ての故に。

『瑜伽師地論』の「攝事分」に云わく、「此れ従り已後復た應に所行の境性を脩すべからず。如實に已に一切の煩惱を斷じ、即ち爾の時に於いて諸もろの煩惱斷滅せる涅槃に於いて増

上慢を離る。即ち増上慢を遠離するに由るが故に、此れ現に實に究竟の明脱有り。如實に領受し已って明脱の所行の境性を得、此れに由りて一切の所有の有爲法を出離するが故に、當に知るべし明脱も亦た出離を得と。涅槃の中に於いて能取・所取の二種の施設皆な所有無く、一切の戲論永に滅離するが故に、是の故に乃至諸もろの有爲法の展轉して問答し施設することを得可き能取・所取の言論の差別、究竟涅槃の無爲法の中の一切の問答言論の差別皆な不如理なり」と。

十の中、初めの一は、是れ不可説の果、後の九は、皆な是れ可説の果なり。

5-C-2-1-3-3b. 解云⑪・摂取事門（自第一至第六）

〔校訂テキスト〕(K. 20r7-21r5・S. 10r14-27・D. 714a14-b10・H. 307a23-b20・X. 784b8-22)

⁽⁴⁵⁾徳功德者。謂斷功德當體。是徳無相差別。是故就體。名徳功德。諸功德者。謂伏他功德。隨所伏異。名爲諸也。不違功德者。自順功德。自能隨順故。名不違。勝功德者。有大力故。名勝功德。如龍樹説。⁽⁴⁶⁾無數阿羅漢中最大力。故云龍象。水行中龍力大。陸行中象力大故。又⁽⁴⁷⁾如大龍王。從大海出起於大雲遍覆⁽⁴⁸⁾虛空。放大電光明照天地。澍大⁽⁴⁹⁾澍雨潤澤萬物。諸阿羅⁽⁵⁰⁾漢亦復如是。禪定智慧大海水中出。起慈悲雲潤及可度。現大光明種種變化。説實相法雨弟子心令⁽⁵¹⁾匪善⁽⁵²⁾。所應作勝功德者。供養如來等。名所應作。依法供養中最。名應作勝。滿足功德者。學地所作。*已滿足故。智度論云。⁽⁵³⁾得⁽⁵⁴⁾法頂法忍法世間第一法。故名所作。得苦法忍等諸無漏善根。故名*已辨。得見諦道。故名所作。得思惟道。故名*已辨。得學道。故名所作。得無學道。故名*已辨。

〔訓読訳〕

〔第一〕「徳の功德」とは、功德の當體を斷ずるを謂う。是の徳は、相の差別無し。是の故に體に就いて、徳の功德と名づく。

〔第二〕「諸もろの功德」とは、他の功德を伏すを謂う。伏す所の異に隨いて、名づけて諸もろと爲すなり。

〔第三〕「不違の功德」とは、自ら功德に順ず。自ら能く隨順するが故に、不違と名づく。

〔第四〕「勝功德」とは、大力有るが故に、勝功德と名づく。

龍樹の説くが如し、「無數の阿羅漢の中にて最大力なり。故に、龍・象と云う。水行の中に龍の力大に、陸行の中に象の力大なるが故に」と。又た「大龍王の大海従り出でて大雲を起し、遍く虚空を覆い、大電光明を放ちて天地を照らし、大澍雨を澍いで萬物を潤澤するが如く、諸もろの阿羅漢も困た復た是くの如し。禪定智慧の大海水の中より出でて、慈悲の雲を起し、潤い度す可きに及ぼし、大光明種種の變化を現じて、實相の法雨を説き、弟子の心に善根を匪せしむ」と。

〔第五〕「所應作の勝功德」とは、如來等を供養するを所應作と名づけ、法供養の中の最たる

に依りて、應作の勝と名づく。

〔第六〕「満足の功德」とは、學地⁽⁵⁵⁾の所作、已に満足するが故に。

『〔大〕智度論』に云わく、「〔優〕法・頂法・忍法・世間第一法を得るが故に所作と名づけ、苦法忍等の諸もろの無漏の善根を得るが故に已に辨ずと名づく。見諦道を得るが故に所作と名づけ、思惟道を得るが故に已に辨ずと名づく。學道を得るが故に所作と名づけ、無學道を得るが故に已に辨ずと名づく」と。

5-C-2-1-3-3c. 解云⑪・撰取事門（自第七至第十）

〔校訂テキスト〕(K. 21r5-22r4・S. 10r27-11r11・D. 714b10-715a8・H. 307b20-c18・X. 784b22-c14)
⁽⁵⁶⁾第七過功德中。過愛者。此中以愛爲重擔故。過求命供養恭敬者。以速得涅槃利故。能過世間求命等⁽⁵⁷⁾利。由求命等非⁽⁵⁸⁾已利故。論。⁽⁵⁹⁾云⁽⁶⁰⁾何*已利。云何非*已利。行諸善法是名*已利。諸餘法是名非*已利。信戒捨定慧等諸功德。一切財⁽⁶¹⁾寶勝故。今世後世常得樂故。甘露城能到故。名⁽⁶²⁾爲*已利。餘非*已利。如偈說 世⁽⁶³⁾〔知〕種種無道法 與諸禽獸等無異⁽⁶⁴⁾〔置〕求正智要道法 得脫老死涅槃 過上下界者。以盡諸有結故。⁽⁶⁵⁾有謂欲等三有。結謂愛等九結。論云。⁽⁶⁶⁾是結使盡及有。是有盡及結使。故名有結盡。如人從高處墮未至地⁽⁶⁷⁾〔置〕此人死。雖未死知必死故。如是諸阿羅漢結使*已盡。知有必當盡故。言有結盡。上⁽⁶⁸⁾上功德者。以是不動法故。應作利益衆生功德者。以得神通無量等故。上首功德者。以到究竟故。列名之文。論存略也。總結之文。如前*已釋。第五菩薩衆中。文亦有五。一標衆。二唱⁽⁶⁹⁾數。三嘆德。四列名。五總結。

〔訓読訳〕

第七「過の功德」の中、「愛⁽⁷⁰⁾を過ぐ」とは、此の中の、愛を以て重擔と爲すが故に。

「求命⁽⁷¹⁾の供養・恭敬を過ぐ」とは、涅槃の利を速得するを以ての故に。能く世間の求命等の利を過ぐ。求命等は已利に非ざるに由るが故に。

『〔大智度〕論』に「云何が已利、云何が已利に非ざるや。諸もろの善法を行ずるは、是れ已利と名づけ、諸餘の法は、是れ已利に非ずと名づく。信・戒・捨・定・慧等の諸もろの功德は、一切の財寶に勝るが故に、今世・後世に常に樂を得るが故に、甘露城に能く到るが故に、名づけて已利と爲す」と。「餘は已利に非ざるなり。偈に説くが如し。「世に〔知〕れる種種の無道の法は、諸もろの禽獸と等しくして異なること無し。〔置〕に正智の要道の法を求め、老死を脱することを得て涅槃に入るべし。」と。

「上下界⁽⁷²⁾を過ぐ」とは、「**13**諸もろの有結を盡くす」を以ての故に。有は欲等の三有⁽⁷³⁾を謂い、結は愛等の九結⁽⁷⁴⁾を謂う。

『〔大智度〕論』に云わく、「是の結使を盡せば有に及び、是の有を盡せば結使に及ぶ。故に有結を盡くすと名づく」と。「人の高處從り墮るが如し。未だ地に至らざるも、此の人死すと〔置〕

う。未だ死せずと雖も、必ず死せんことを知るが故に。是くの如く諸もろの阿羅漢は結使已に盡くれば、有も必ず當に盡くべきことを知るが故に。有結を盡くすと言う」と。

[第八]「上上の功德」とは、是れ不動の法を以ての故に。

[第九]「應作利益衆生の功德」とは、神通無量等を得るを以ての故に。

[第十]「上首の功德」とは、究竟に到るを以ての故に。

[A4]「列名」の文は、『[法華]論』は略を存するなり。

[A5]「總結」の文は、前に已に釋すが如し⁽⁷⁵⁾。

[B] 第五の菩薩衆⁽⁷⁶⁾の中、文亦た五有り。一には、^[B1]「標衆」、二には、^[B2]「唱數」、三には、^[B3]「嘆德」、四には、^[B4]「列名」、五には、^[B5]「總結」なり。

5-1-2-3-2. 論曰⁽⁷⁷⁾・菩薩功德成就

[校訂テキスト] (K. 22r4-6・S. 11r11-12・D. 715a9-10・H. 307c19-21・X. 784c15-16)

論曰。⁽⁷⁷⁾菩薩功德成就者。彼十三句。二門攝義。示現應知。何等二門。一者上支下支門。二者攝取事門。

[訓読訳]

『[法華]論』に曰わく、「[菩薩の功德成就]とは、彼の十三句、二門の攝の義の示現なり。應に知るべし。何等をか二門なる。一には「上支下支門」、二には「攝取事門」なり」と。

5-C-2-2. 解云⁽⁷⁸⁾・菩薩攝功德門(菩薩功德) [B3]

[校訂テキスト] (K. 22r6-8・S. 11r12-15・D. 715a11-13・H. 307c22-308a1・X. 784c17-19)

⁽⁷⁸⁾解云。自下*顯示菩薩攝功德門。即是第三嘆德文也。於中有三。⁽⁷⁹⁾一牒章。二分門。三釋義。此即牒章及分門。於中有三。一分。二徵。三列。如文。

[訓読訳]

解して云わく、自下は、^[5-C-2-2]「菩薩攝功德門」を顯示す。即ち是れ、第三^[B3]「嘆德」の文なり。

中に於いて三有り。一には、^[5-C-2-2-1]「牒章」、二には、^[5-C-2-2-2]「分門」、三には、^[5-C-2-2-3]「釋義」なり。此こは即ち^[5-C-2-2-1]「牒章」及び^[5-C-2-2-2]「分門」なり。

中に於いて三有り。一には「分」、二には「徵」、三には「列」なり。文の如し。

5-1-2-3-2-1. 論曰⁽⁸⁰⁾・上支下支門

[校訂テキスト] (K. 22r8-v1・S. 11r15・D. 715a14・H. 308a2-3・X. 784c20)

論曰。⁽⁸⁰⁾上支下支門者。所謂總相別相。此義應知。

[訓読訳]

『法華論』に曰わく、「上支下支門」とは、所謂、總相・別相なり。此の義、應に知るべし」と。

5-C-2-2-1. 解云⑬・上支下支門

[校訂テキスト] (K. 22v1-4・S. 11r16-18・D. 715a15-17・H. 308a4-7・X. 784c21-23)

⁽⁸¹⁾解云。總相是標句。故名上支。別相是釋句。故云下支。皆於阿耨多羅三藐三菩提不退轉者。即是標句。皆得陀羅尼等十二句。是釋句故。⁽⁸²⁾問。

[訓読訳]

解して云わく、「總相」は、是れ「標句」なり。故に、「上支」と名づく。「別相」は、是れ「釋句」なり。故に、「下支」と云う。

「皆な阿耨多羅三藐三菩提に於いて退轉せず」とは、即ち是れ「標句」なり。「皆な陀羅尼を得る」等の十二句は、是れ「釋句」なるが故に。⁽⁸³⁾問う。

Ⅲ 結言

以上、本稿では、『述記』における『法華論』の「七種功德成就」の第二「衆成就」の第三「撰功德成就」の第一「声聞功德成就」の第二「総別相門」から、第三「撰功德成就」の第二「菩薩功德成就」の第一「上支下支門」の冒頭部に対する注釈までの校訂テキスト並びにそれに基づく訓読訳を提示した。

義寂釈義一撰『法華經論述記』は、釈者義寂による前半の義寂解釈部と、撰者義一による後半の義一撰集部という前後二部構成になっている。本書の取り扱い方に関しては、拙稿[2014: 509-08]において「義一撰集部において義一は、義寂の解釈を用いるに際して「和上云」と断って記しており、これと完全に合致する同文が前半の義寂解釈部において見出される。つまり、後半では義寂の解釈を一部採用に止めた、ということが示唆される」(訂正を含む)と指摘したように、明確な規定を提示している。かくして本稿までが前半の義寂解釈部にあたる。

最後に、本書に関するこれまでの研究をまとめておきたい。

①金炳坤「義寂釈義一撰『法華經論述記』について」(『印度學佛教學研究』63-1) 日本印度学仏教学会、2014年12月、pp. 510-505、②金炳坤・桑名法晃「義寂釈義一撰『法華經論述記』の文献学的研究(1)」(『身延山大学仏教学部紀要』15) 身延山大学仏教学部、2014年10月、pp. 19-43、③金炳坤・桑名法晃「義寂釈義一撰『法華經論述記』の文献学的研究(2)」(『身延論叢』20) 身延山大学仏教学会、2015年3月、pp. 55-69、④金炳坤「義寂釈義一撰『法華經論述記』の文献学的研究(3)」(『法華文化研究』41) 立正大学法華經文化研究所、2015年3月。

なお、これら一連の研究に対する補足として、⑤望月海慧・金炳坤編著『婆藪槃豆菩薩造

法華論』(法華經研究叢書2) 身延山大学東洋文化研究所、2016年3月を併せて参照されたい。

注

- (1) 「留支訳」に「總別相門者。皆是阿羅漢等十六句。初句是總。餘句別故。…十五者應如實知同生諸衆得諸功德爲利益一切諸衆生故。」(T.26 no.1519 p.1c, //21-22, p.2a, //5-6) とあり、『述記』所依の「流支訳」に一致する。一方、「摩提訳」には「總^㉑別門者。皆是^㉒羅漢等十六句。^㉓初句總餘句別故。…十五者應如實知同生^㉔衆得諸功德。爲利益一切^㉕衆生故。」【T.26 p.11 脚註^㉖】「(阿)+羅漢^㉗」【同上^㉘】「別+(相)^㉙」【同上^㉚】「初句=等初句是^㉛」【同上^㉜】「(諸)+衆^㉝」(T.26 no.1520 p.11b, //7-8, //20-21) と、『論疏』には「總別相門者…皆是阿羅漢等十六句^㉞中。初句是總。餘句別故。…十五者應如實知同生^㉟諸衆生得諸功德爲利益一切諸^㊱衆故」【T.40 p.789 脚註^㊲】「[中]『-原)』【同上^㊳】「[諸]『-原)』【同上^㊴】「衆+(生)『原)』(T.40 no.1818 p.789a, //13, //15-16, //27-28) とある。
- (2) 「留支訳」に「彼阿羅漢名之爲應。有十五種應義應知。何等十五。一者應受飲食臥具供養恭敬等故。二者應將大衆教化一切故。三者應入聚落城邑等故。四者應降伏諸外道等故。」(T.26 no.1519 p.1c, //22-26) とあり、『述記』所依の「流支訳」と語句の相違がみられる。一方、「摩提訳」には「皆是^㉑羅漢者。彼^㉒羅漢^㉓名有十五種義應^㉔知。一者應受飲食臥具供養恭敬等故。二者應將大衆教化一切故。三者應入聚落城邑等故。四者應降伏諸外道等故。」【T.26 p.11 脚註^㉕】「(阿)+羅漢^㉖」【同上^㉗】「名+(之爲應)^㉘」【同上^㉙】「知+(何等十五)^㉚」(T.26 no.1520 p.11b, //8-12) と、『論疏』には「皆是阿羅漢者。彼阿羅漢^㉛名之爲應有十五^㉜種義應知。何等十五。一者應受飲食臥具供養恭敬等故。二者應將大衆教化一切故。三者應入聚落城邑等故。四者應降伏諸外道等故。」【T.40 p.789 脚註^㉝】「[名之爲應]『-原)』【同上^㉞】「種+(應)『原)』(T.40 no.1818 p.789a, //16-20) とある。ちなみに、本箇所『論疏』所引の『法華論』は「摩提訳」に近似する。
- (3) 乙本には「介」とあるが、朱筆で「今」に校正する。
- (4) 甲本には「□□」とあり、右に「一善？」と訂正し、甲本の細注には「者？」とあるが、乙本にはなく、一字分のスペースがあるのみ。
- (5) 『統藏經』・『新統藏』の誤り。『統藏經』・『新統藏』には「巳」とあるが、甲・乙本には「已*」とある。但し、『韓仏全』は『統藏經』に従わずに左の如く訂正する。
- (6) 甲本には「切+☒」とあるが、乙本には一字分のスペースがあるのみ。
- (7) 甲・乙本の脱字か。甲・乙本にはないが、「留支訳」に「伏+諸」とあるため、「諸」を補った。但し、『玄賛』には「四應降伏外道等。心善解脫具智辨故。」(T.34 no.1723 p.669a, //7-8) とあり、『述記』と同じく「諸」を欠く。
- (8) 『大智度論』卷第三に「復次諸外道等。助道法不滿。若行一功德若行二功德求道^㉑不能得。如人但布施求清淨。…復次有外道。但布施持戒說清淨。有但布施禪定說清淨。有但布施求智慧說清淨。如是等種種道不具足。若無功德若少功德。說清淨。是人雖一處心得解脫。不名好解脫。涅槃道不滿足故。如^㉒偈

- 説 無功德人不能^㉞渡 生老病死之大海 少功德人亦不^㉞渡 善行道法佛所説 是中應説須跋陀梵志經。」
 【T.25 p.80 脚註^㉞】「[不能得] - ㉞」【同上^㉞】「[偈] - ㉞*」【同上^㉞】「渡 = 度^㉞*」(T.25 no.1509 p.80b, //19-22, p.80b, l.25 - p.80c, l.4) とある。ちなみに、本箇所は『述記』でしか引かれない。
- (9) 『述記』の誤字。甲・乙本には「切」とあるが、乙本は朱筆で「功」と校正し、『大智度論』の該当箇所にも「功」とあるため、「𠄎」に訂正した。なお、『韓仏全』では【H.2 p.306 脚註^㉞】に「[切]疑「功」^㉞。」と指摘している。
- (10) 諸版本の誤り。諸版本には「但」とあるが、甲・乙本には「但*」とある。
- (11) 『述記』にはないが、『大智度論』の該当箇所に「有+外道」とある。
- (12) 『韓仏全』の誤り。『韓仏全』は『統藏経』に従わずに「但*」と訂正するが、甲本・乙本・『統藏経』・『新統藏』には「但」とある。
- (13) 『述記』にはないが、『大智度論』の該当箇所には「施+求」とある。
- (14) 『述記』には「小」とあるが、『大智度論』の該当箇所には「少*」とある。
- (15) 『述記』の誤字か。甲・乙本には「同」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「得」とあるため、「𠄎」に訂正した。
- (16) 『述記』の脱字か。甲・乙本にはないが、『大智度論』の該当箇所に「繫+道」とあるため、「𠄎」を補った。
- (17) 『述記』の脱字か。甲・乙本にはないが、『大智度論』の該当箇所に「如+偈」とあるため、「𠄎」を補った。
- (18) 『述記』の誤字。甲・乙本には「品」とあり、甲本の細注には「×又」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「亦」とあるため、「𠄎」に訂正した。
- (19) 【三義】応、煞賊、不生のこと。
- (20) 「留支記」に「五者應以智慧速觀察法故。六者應不疾不遲說法如法相應不疲倦故。七者應靜坐空閑處。飲食衣服一切資生不積不聚少欲知足故。八者應一向行善行不著諸禪故。九者應行空聖行故。十者應行無相聖行故。十一者應行無願聖行故。十二者應降伏世間禪^㉞淨心故。十三者應起諸通勝功德故。十四者應證第一義勝功德故。十五者應如實知同生諸衆得諸功德爲利益一切諸衆生故。」【T.26 p.2 脚註^㉞】「淨 = 靜^㉞」(T.26 no.1519 p.1c, l.26 - p.2a, l.6) とあり、『述記』所依の「流支記」と語句の相違がみられる。一方、「摩提記」には「五者應以智慧速觀察^㉞法故。六者應不疾不遲說法。如法相應不疲倦故。七者應靜坐空閑處。飲食衣服一切資生。不積不聚少欲知足故。八者應一向行善行不著諸禪故。九者應行空聖行故。十者應行無相聖行故。十一者應行無願聖行故。十二者應降伏世間禪^㉞淨心故。十三者應起諸通勝功德故。十四者應證第一義功德故。十五者應如實知同生^㉞衆得諸功德。爲利益一切^㉞衆生故。」【T.26 p.11 脚註^㉞】「(諸)+法^㉞」【同上^㉞】「淨 = 定^㉞」【同上^㉞】「(諸)+衆^㉞*」(T.26 no.1520 p.11b, //12-21) と、『論疏』には「五者應以智慧速觀察諸法故。六者應不疾不遲說法如法相應不疲倦故。七者應靜坐空閑處飲食衣服一切資生不積不聚少欲知足故。八者應一向行善行不著諸禪故。九者應行空聖行

- 故。十者應行無相聖行故。十一者應行無願聖行故。十二者應降伏世間禪淨心故。十三者應起諸神通勝功德故。十四者應證第一義勝功德故。十五者應如實知同生^⑩諸衆生得諸功德爲利益一切諸^⑪衆故」【T.40 p.789 脚註^⑩】「[諸]’-^⑩」【同上^⑪】「衆+(生)’^⑩」(T.40 no.1818 p.789a, ll.20-28)とある。
- (21) 『韓仏全』の誤植。『韓仏全』には「述」とあるが、甲本・乙本・『統蔵経』・『新統蔵』には「速」とある。
- (22) 『佛地經論』卷第二に「於佛所說法毘奈耶。速入其義。故名捷慧。卽於此中多入其義。故名速慧。能多行者說名速故。」(T.26 no.1530 p.299a, ll.15-17)とあり、本箇所に依るものと考えられる。
- (23) 甲本には「故+☒」とあるが、乙本には一字分のスペースがあるのみ。
- (24) 乙本に「法」は添字。
- (25) 詳細は不明であるが、佛陀耶舍共竺佛念等訳『四分律』卷第三に「爾時世尊卽說偈言 多求人不受過求致忍憎 梵志求龍珠 便不復相見 汝等比丘當知。乃至畜生尙不意人乞。而況於人多求無厭而不憎惡。云何曠野比丘癡人。私作大房舍多所乞索廣說如上已。」(T.22 no.1428 p.584c, l.29 - p.585a, l.6)とあり、本箇所に依るものと考えられる。参考までに、『玄賛』には「七應靜坐空閑處。飲食・衣服等一切資生。不積不聚小欲知足。猶如大龍離閻闍故。」(T.34 no.1723 p.669a, ll.11-13)とある。
- (26) 乙本に「作者」は添字。
- (27) 甲・乙本の脱字。甲・乙本にはないが、「留支訳」に「故+應」とあるため、「^⑩」を補った。
- (28) 甲・乙本の脱字。甲・乙本にはないが、「留支訳」に「善+行」とあるため、「^⑩」を補った。
- (29) ここは「^⑩離諸重擔」が入るべきところであるが、義寂は「解云^⑧・上上起」における「故能離五陰重擔」(X.46 no.790 p.783a, l.9)という自らの解釈を用いて「離五陰擔」に置き換えている。
- (30) ここは「^⑩速得已利」が入るべきところであるが、義寂は「解云^⑧・上上起」における「以速得涅槃之利故」(X.46 no.790 p.783a, ll.16-17)という自らの解釈を用いて「得涅槃利」に置き換えている。
- (31) 乙本に「功」は添字。
- (32) 甲本には「知」とあるが、乙本に「智」とあり、「留支訳」にも「一切心得自在者。善知見道修道智故。」(T.26 no.1519 p.1c, ll.13-14)とあるため、「^⑩」に訂正した。
- (33) 甲・乙本には「所得功德」とあるが、「留支訳」には「得諸功德」とある。叙述の形式からして『法華論』の本文と考えられるため、「得諸」の誤字である可能性がある。
- (34) 乙本には「願」とあるが、朱筆で「顯*」と校正する。
- (35) 【空聖行】「後の無相聖行と無願聖行とを合せて三解脱門と云ふ、この三の聖行は解脱に入るの門なるが故なり。空聖行とは一切空なりと觀するなり。無相聖行とは一切空の故に諸法は差別の相無しと觀するなり。無願聖行とは一切諸法已に空無相なるが故に三界の中に於て願求する所無きなり、無願亦は無作とも云へり、諸の生死の業に於て作爲すること無きなり。」(清水梁山 [1922b: 7-8 (n.35)])。
- (36) 【三徳】通常は仏にそなわる三つの徳、すなわち、智徳(すぐれた智慧によって真理をさとるといふ徳)、斷徳(一切の煩惱をことごとく断じているといふ徳)、恩徳(大願力によって衆生を救済すると

- いう徳)のことをいう。参考までに、『菩薩戒本疏』卷上には「成正覺者。由三種戒成三佛果。謂律儀戒成斷徳法身。攝善法戒成智徳應身。攝衆生戒成恩徳化身。」(T.40 no.1814 p.662a, //18-20)とある。
- (37) 「留支訳」に「攝取事門者。此十五句。攝取十種功德。…十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故。」(T.26 no.1519 p.2a, //6-7, //23-24)とあり、『述記』所依の「流支訳」に一致する。一方、「摩提訳」には「攝取事門者。此十五句。攝取十種功德。…十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故」(T.26 no.1520 p.11b, //21-22, p.11c, //8-9)と、『論疏』には「攝取事門者此十五句攝取十種功德…十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故」(T.40 no.1818 p.789b, //8, p.789c, //29 - p.789c, //1)とある。
- (38) 【十五句】「①皆是阿羅漢」を除く、「②諸漏已盡」から「⑬到第一彼岸」までの十五句のこと。
- (39) 乙本に「上」は添字。
- (40) 「留支訳」に「攝取事門者。此十五句。攝取十種功德。應知。示現可説果不可説果故。何等爲十。」(T.26 no.1519 p.2a, //6-8)とある。一方、「摩提訳」には「攝取事門者。此十五句。攝取十種功德。⑭示現可説果不可説果⑮故。」【T.26 p.11 脚註⑯】「(應知) + 示㊦㊧」【同上⑰】「故 + (何等爲十)㊨㊩」(T.26 no.1520 p.11b, //21-22)と、『論疏』には「攝取事門者此十五句攝取十種功德應知示現可説果不可説果故…何等爲十。」(T.40 no.1818 p.789b, //8-9, //15)とある。
- (41) 諸版本の誤り。諸版本には「弁」とあるが、甲・乙本には「辨」とある。
- (42) 『瑜伽師地論』卷第九十八に「從此已後不復應修所行境性。如實已斷一切煩惱。卽於爾時於諸煩惱斷滅涅槃。離增上慢。卽由遠離增上慢故。此現實有究竟明脫。如實領受已得明脫所行境性。由此出離一切所有有爲法故。當知明脫亦得出離。於涅槃中。能取所取二種施設皆無所有。一切戲論永滅離故。是故乃至諸有爲法可得展轉問答施設能取所取言論差別。究竟涅槃無爲法中一切問答言論差別。皆不如理。」(T.30 no.1579 p.863b, //14-23)とある。ちなみに、本箇所は『述記』でしか引かれない。
- (43) 乙本に「論」は添字。
- (44) 【可説の果・不可説の果】「可説の果とは聲聞四果の中の前の三果を云ふ、彼の果はその量説くべきが故なり。不可説の果とは第四果を云ふ、彼の果の徳は無量にして説く可からざるが故なり。」(清水梁山 [1922b: 8 (n.36)])。
- (45) 「留支訳」に「一者攝取⑱徳功德二句示現。如經諸漏已盡無復煩惱故。二者三句攝取諸功德。一句降伏世間功德。如經心得自在故。二句降伏出世間學人功德。如經善得心解脫善得慧解脫故。三者攝取不違功德。隨順如來教⑲作故。如經心善調伏故。四者攝取勝功德。如經人大龍故。五者攝取所應作勝功德。所應作者。謂能依法供養恭敬尊重如來。如經應作者作故。六者攝取滿足功德。滿足學地故。如經所作已辦故。」【T.26 p.2 脚註⑳】「徳 = 得㊰」【同上㊱】「作 = 行㊱」(T.26 no.1519 p.2a, //8-18)とある。一方、「摩提訳」には「一者攝取得功德二句示現。如經諸漏已盡無復煩惱故。二者三句攝取諸功德。一句降伏世間功德。如經心得自在故。二句降伏出世間學人功德。如經善得心解脫善得慧解脫故。三者攝取不違功德。隨順如來教行故。如經心善調伏故。四者攝取勝功德。如經人大龍故。五者攝取所應作勝功德。所應作㊲者。依法供養恭敬尊重如來故。如經應作者作故。六者攝取滿足功德滿足學地故。如經所作

已辦故。】【T.26 p.11 脚註⁴⁰】「者+(謂能)㊦㊧」(T.26 no.1520 p.11b, l.23 - p.11c, l.3)と、『論疏』には「一者攝取斷德功德二句示現如經諸漏已盡無復煩惱故。二者三句攝取諸功德。一句降伏世間功德如經心得自在故。二句降伏出世間學人功德如經善得心解脫善得慧解脫故。三者攝取不違功德隨順如來教行故。如經心善調伏故。四者攝取勝功⁴¹德如經人中龍故。五者攝取所應作勝功德所應作者謂能依法供養恭敬尊重如來故如經應作者作故。六者攝取滿足功德。滿足學地故。如經所作已辦故。】【T.40 p.789 脚註⁴²】「德+(故)㊦」(T.40 no.1818 p.789b, ll.15-24)とある。

(46) 『大智度論』卷第三に「復次那伽或名龍或名象。是五千阿羅漢。諸⁴³無數阿羅漢中最大力。⁴⁴是以故言如龍⁴⁵如象。水行中龍力大。陸行中象力大。」【T.25 p.81 脚註²⁹】「[無數]-㊦㊧」【同上³⁰】「是以=以是㊦㊧㊨」【同上³¹】「[如]-㊦」(T.25 no.1509 p.81b, ll.15-17)とある。ちなみに、『續述』には「八人中龍者。歎得智盡。本名摩訶那伽。摩訶言大。那伽言龍言象。如水行中龍力大。陸行中象力大。是諸羅漢依禪定得智慧。行嶮如平無所拘礙。故曰人中龍。」(KT. no.206 r.1 p.16r, ll.9-12)とあり、『大智度論』の同箇所が引かれている。

(47) 『大智度論』卷第三に「復次如大龍王。從大海出起於大雲遍覆虛空。放大電光明照天地。⁴⁶澍大洪雨潤澤萬物。諸阿羅漢亦復如是。⁴⁷從禪定智慧大海水中⁴⁸出。起慈悲雲潤及可度。現大光明種種變化。說實⁴⁹法相雨弟子心令生善⁵⁰牙。」【T.25 p.81 脚註³²】「澍=注㊦㊧」【同上³³】「[從]-㊦㊧」【同上³⁴】「[出]-㊦」【同上³⁵】「法相=相法㊦㊧」【同上³⁶】「牙=根㊦㊧㊨」(T.25 no.1509 p.81b, ll.22-27)とある。

(48) 諸版本の誤り。諸版本には「虛」とあるが、甲・乙本には「慮」とある。

(49) 『述記』の誤字。甲・乙本には「供」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「洪」とあるため、『因』に訂正した。

(50) 『述記』の脱字・誤字。甲・乙本には「品」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「漢亦」とあるため、『漢亦』に訂正した。

(51) 『述記』の誤字。甲・乙本には「出」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「生」とあるため、『生』に訂正した。

(52) 甲・乙本には「牙」とあるが、甲本は「牙」に罰点を付し、左に「牙？」と訂正する。但し、『大智度論』の該当箇所(脚註)に「根」とあるため、例外的に『大智度論』に倣い『因』に訂正した。

(53) 『大智度論』卷第三に「復⁵¹次⁵²煖法頂法忍法世間第一法⁵³得故名所⁵⁴作。苦法忍等諸無漏善根⁵⁵得故名已⁵⁶辦。見諦道⁵⁷得故名所⁵⁸作。思惟道得故名已⁵⁹辦。⁶⁰成學⁶¹道故名所⁶²作。無學道⁶³得故名已⁶⁴辦。」【T.25 p.810 脚註⁴²】「[得]-㊦㊧*」【同上⁴⁷】「次+(得)㊦㊧」【同上⁴⁸】「作+(得)㊦㊧*」【同上⁴⁹】「辦+(得)㊦㊧*」【同上⁵⁰】「[成]-㊦㊧, 成=得㊦㊧」【同上⁵¹】「道+(得)㊦㊧」(T.25 no.1509 p.81c, ll.9-13)とある。

(54) 『韓仏全』の誤植。『韓仏全』には「燻」とあるが、甲本・乙本・『統藏經』・『新統藏』には「燻」とある。但し、『大智度論』の該当箇所に「煖」とあるため、例外的に『大智度論』に倣い『因』に訂正した。

- (55) 【学地】「聲聞四果の中前の三果を學地と云ふ。見道修道の位にして尙ほ學するところあるが故に之れに對して第四果を無學地と云ふ。已に見道修を越過して更に學するもの無きが故なり。」(清水梁山 [1922b: 8-9 (n.37)])。
- (56) 「留支記」に「七者三句攝取過功德。一者過愛。二者過求命供養恭敬。三者過上下界。已過學地故。如經離諸重擔故。逮得已利故。盡諸有結故。八者攝取上上功德。如經善得正智心解脫故。九者攝取應作利益衆生功德。如經一切心得自在故。十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故。」(T.26 no.1519 p.2a, //18-24) とある。一方、「摩提記」には「七者三句攝取過功德。一者過^①受故。二者過求命供養恭敬故。三者過上下界已過學地故。如經離諸重^②擔。逮得已^③利盡諸有結故。八者攝取上^④上功德。如經善得正智心解脫故。九者攝取應作利益衆生功德。如經一切心得自在故。十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故」【T.26 p.11 脚註④】「受=愛^⑤」【同上④】「擔+(故)^⑥」【同上④】「利+(故)^⑦」【同上④】「上=下^⑧」(T.26 no.1520 p.11c, //3-9) と、『論疏』には「七者三句攝取過功德。一者過^①愛故。二者過求命供養恭敬故。三者過上下界已過學地故。如經離諸重擔逮得已利盡諸有結故。八者攝取上上功德。如經善得正智心解脫故。九者攝取應作利益衆生功德。如經一切心得自在故。十者攝取上首功德。如經到第一彼岸故」【T.40 p.789 脚註④】「愛+(欲)^①」(T.40 no.1818 p.789b, //24 - p.789c, //1) とある。
- (57) 乙本には「由利」とあるが、反転記号で「利由」と訂正する。
- (58) 『統藏經』・『新統藏』の誤り。『統藏經』・『新統藏』には「已」とあるが、甲・乙本には「己^{*}」とある。但し、『韓仏全』は『統藏經』に従わずに左の如く訂正する。
- (59) 『大智度論』卷第三に「云何名己利。云何非己利。行諸善法是名己利。諸餘非法是名非己利。復次信戒捨定慧等諸功德。一切財寶勝故。今世後世常得樂故。^①能到甘露城故。^②以是三因緣故。^③名己利。…餘非己利。如^④偈說 世^⑤知種種無道法 與諸禽獸等無異 當求正智要道法 得脫老死入涅槃」【T.25 p.80 脚註⑥】「[偈]-^⑥」【T.25 p.82 脚註⑧】「何+(名)^⑦」【同上⑨】「[非]-^⑧」【同上⑩】「能到甘露城=甘露城能到^⑨」【同上⑪】「[以是]-^⑩」【同上⑫】「(是)+名^⑪」【同上⑬】「知=智^⑫」(T.25 no.1509 p.82a, //8-12, //17-19) とある。ちなみに、本箇所は『述記』でしか引かれない。
- (60) 『述記』にはないが、『大智度論』の該当箇所には「何+名」とある。
- (61) 参考までに、甲本・乙本・『統藏經』・『新統藏』には「寶」と、『韓仏全』・『韓國佛教全書檢索』・「CBETA中華電子佛典協會」には「寶」とある。
- (62) 『述記』には「爲」とあるが、『大智度論』の該当箇所にはない。
- (63) 『述記』の誤字。甲・乙本には「起」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「知」(もとは「智」か) とあるため、「起」に訂正した。
- (64) 『述記』の誤字。甲・乙本には「常」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「當」とあるため、「常」に訂正した。
- (65) 甲・乙本の衍字か。甲・乙本には「有+三」とあるが、「三」は衍字と考えられるため、「三」を消

した。

- (66) 『大智度論』卷第三に「三種有。欲有色有無色有。云何欲有。欲界繫業取因縁。後世能生亦是業報。是名欲有。色有無色有亦如是。是名爲有。結盡者結有九結。愛結恚結慢結癡結疑結見結取結慳結嫉結。是結使盡及有。是有盡及結使。以是故名有結盡。…如人從高處墮未至地言此人死。雖未死知必死故。言此人死。如是諸阿羅漢結^㉑使已盡。知有必當盡^㉒故。言有結盡。」【T.25 p.82 脚註^㉓】「[使]-㉑」【同上^㉒】「故+(故)㉑」(T.25 no.1509 p.82a, //23-28, p.82b, //12-15)とある。ちなみに、本箇所は『述記』でしか引かれない。
- (67) 『述記』の誤字。甲・乙本には「之」とあるが、『大智度論』の該当箇所に「言」(もとは「云」か)とあるため、「言」に訂正した。
- (68) 乙本に「上」は踊り字。
- (69) 乙本にはくずし字で「數」とあるが、朱筆で「數」と校正する。
- (70) 【愛】「五陰の重擔を云ふ。」(清水梁山 [1922b: 9 (n.38)])。
- (71) 【求命】「邪命の活を求むるを云ふ。邪命とは法の正命に非ざる世間の貪慾利養の活命なり。」(清水梁山 [1922b: 9 (n.39)])。
- (72) 【上下界】「上界は色無色の二界、下界は欲界、即ち三界を云ふなり。」(清水梁山 [1922b: 9 (n.40)])。
- (73) 【三有】「三界の異名。1. 欲有、欲界の生死。2. 色有、色界の生死。3. 無色有、無色界の生死。」(宇井伯壽 [1938: 343])。
- (74) 【九結】「結は束縛の意。衆生を拘束して苦惱を離脱することを得ざらしむる九種の煩惱。愛・恚・慢・無明・見・取・疑・嫉・慳をいふ。」(宇井伯壽 [1938: 196])。
- (75) 5-C-2-1-3-1. 解云^㉔・上上起のこと。
- (76) 十五衆中、第五菩薩衆のこと。詳しくは、研究(2)の注(16)を参照されたい。
- (77) 「留支訳」に「菩薩功德成就者。彼十三句二門攝義示現應知。何等二門。一者上支下支門。二者攝取事門。」(T.26 no.1519 p.2a, //25-27)とあり、『述記』所依の「流支訳」に一致する。一方、「摩提訳」には「^㉕彼諸菩薩^㉖薩十三句功德二門^㉗攝應^㉘知。一者上支下支門。二者攝取事門。」【T.26 p.11 脚註^㉙】「彼=得^㉚」【同上^㉛】「薩+(功德成就者彼)^㉜」【同上^㉝】「攝+(義示現)^㉞」【同上^㉟】「知+(何等二門)^㊱」(T.26 no.1520 p.11c, //9-11)と、『論疏』には「^㊲諸菩薩功德成就者…有十三句^㊳功德二門攝義示現應知…何等二門一者上支下支門二者攝取事門」【T.40 p.790 脚註^㊴】「(彼)^㊵+諸^㊶」【同上^㊷】「[功德]^㊸-^㊹」(T.40 no.1818 p.790a, //14, //17, //19)とある。
- (78) 乙本の誤字。甲・乙本には「律」とあるが、甲本は「解」と訂正する。
- (79) 甲本の誤字。甲本には「一+分」とあるが、乙本にはないため、「分」を消した。
- (80) 「留支訳」に「上支下支門者。所謂總相別相此義應知。」(T.26 no.1519 p.2a, //28)とあり、『述記』所依の「流支訳」に一致する。一方、「摩提訳」には「上支下支門者。所謂總相別^㊺相應知。」【T.26 p.11

脚註④9]「相+(此義)㊦㊧」(T.26 no.1520 p.11c, ll.11-12)と、『論疏』には「上支下支門者所謂總相別相④比義應知」【T.40 p.790 脚註⑥】「[比義]㊦-㊧」(T.40 no.1818 p.790a, l.26)とある。

(81) 乙本には「律」とあるが、朱筆で「解」と校正する。

(82) 甲・乙本の誤字。甲・乙本には「四」とあるが、【D.95 p.715a, l.18・X.46 p.784 脚註①】に「四疑問」(甲本の細注)と、【H.2 p.308 脚註①】に「[四]疑[問]。」とあるように、「問」の誤字であるため、「問」に訂正した。

(83) 以下は義一撰集部にあたる。

【キーワード】

海東仏教、吉蔵、慧浄、円弘、円珍、清水梁山、法華章疏、
『法華經論』、『法華論疏』、『法華經續述』、『法華經論子注』、『法華論記』